

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-3
処分の種類	検査役の選任				
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法第46条第1項				
処分の概要	受託者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、受益者の申立て又職権により、知事は検査役を選任できる。				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】公益信託ニ関スル法律第46条第1項 (検査役の選任)</p> <p>第四十六条 受託者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。</p> <p>2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。</p>				
基準の制定根拠	—				